

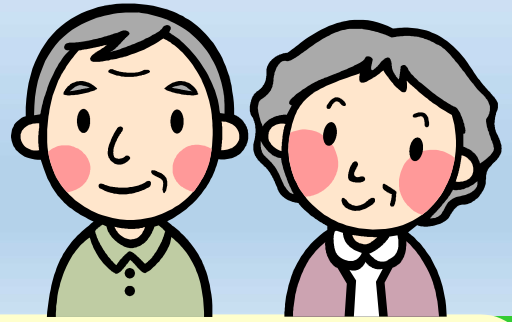
県内6会場同時開催！

相続と遺言に関する 講演会・相談会

参加
無料
先着順



相続登記が義務化されました！



日時 **6月30日**
10:00～16:00

相談 内容

- ・遺言を残したいが、どうすれば？
- ・遺言書はどのように書けばいいの？
- ・相続と相続登記は何が違う？
- ・相続登記はしないと
いけないの？



山形地方法務局マスコットキャラクター
やっほーず



不動産登記推進イメージキャラクター
山形ご当地トウキツネ

会場

① 山形会場

〔山形県生涯学習センター遊学館〕
山形市緑町1丁目2-36

② 寒河江会場

〔山形地方法務局寒河江支局〕
寒河江市八幡町7番12号

③ 新庄会場

〔山形地方法務局新庄支局〕
新庄市桧町11番地1

④ 米沢会場

〔山形地方法務局米沢支局〕
米沢市金池7丁目4番33号

⑤ 鶴岡会場

〔山形地方法務局鶴岡支局〕
鶴岡市大塚町17番27号

⑥ 酒田会場

〔酒田市総合文化センター〕
酒田市中心西町2-59

講演会

相続と遺言について

時間:10:00～12:00

(酒田会場は13:00～15:00)

講師:公証役場公証人(山形・米沢・
鶴岡・酒田会場)、法務局職員

相談会

時間 10:00～16:00

(相談は1組30分を予定しています)

相談員:司法書士

事前予約制

令和6年6月17日予約開始

予約
お問合せ

会場ごとの電話番号はこちら

①023-625-1619

②0237-86-3258

③0233-22-7528

④0238-22-2148

⑤0235-22-1003

⑥0234-25-2221

〔主催〕山形地方法務局 〔共催〕山形県司法書士会、山形県土地家屋調査士会

遺言書ほかんガルー

